

拳銃等の取扱いに関する訓令の運用について（例規）

〔最終改正 令和 8 . 2 . 20 例規務第 3 号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

（概要）

拳銃等の適正な保管取扱いの徹底を図るため、拳銃等の取扱責任者の代理者の指定、拳銃等保管要領の細部事項及び拳銃の受け渡し要領等を定めたものです。